

自己点検シート_運営基準版(H30版) (26 居宅介護支援)

事業所名	ケアサポート延寿荘		
点検者職・氏名	管理者 城戸掌		
点検年月日	令和2年8月19日		

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックしてください。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。

- ・「基準」…「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平11厚令38）」
- ・「解釈通知」…「指定居宅介護支援等の事業の人員、設備および運営に関する基準について（平11老企22）」
- ・「条例」…「広島市指定居宅サービス事業設備等条例」

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし

I 基本方針

1	<p>要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものとなっていますか。</p> <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。</p> <p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏ることがないよう、公正中立に行っていませんか。</p> <p>事業の運営に当たり、市町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。</p>	基準第1条 第1項	・運営規程	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 人員基準

2	<p>常勤の介護支援専門員（資格の有効期限内）を1人以上配置していますか。</p> <p>常勤（<input checked="" type="checkbox"/>人）：非常勤（<input type="checkbox"/>人）</p> <p>介護支援専門員の員数は基準数（利用者の数が35又はその端数を増すごとに1名）を満たしていますか。</p>	基準第2条 第1項	・勤務表 ・介護支援専門員証 ・常勤・非常勤職員の員数がわかる書類 ・利用者数がわかる資料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	常勤・専従（※）の主任介護支援専門員（資格の有効期限内）である管理者を配置していますか。 ※経過措置 平成33年3月31日までの間は、改正後の規定にかかるわらず、介護支援専門員を管理者とすることができます。 ※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができます。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（ <input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ） ・当該事業所の介護支援専門員と兼務（ <input checked="" type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ） ・同一敷地内の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数 事業所名：（ <input checked="" type="checkbox"/> 市地域相談センター） 職種名：（セントラル、相談員） 勤務時間：（ <input checked="" type="checkbox"/> 40時間）	基準第3条	・勤務表 ・介護支援専門員証	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
III 運営基準						
4 内容及び手続きの説明・同意	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項(※)について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得ていますか。	基準第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する書類 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※重要事項 ○運営規程の概要 ○従業者の勤務体制 ○秘密の保持 ○事故発生時の対応 ○苦情処理の体制 ○利用者のサービス選択に資すると認められる事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるなど、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること等につき十分説明を行っていますか。【減算項目】	基準第4条第2項 解釈通知3 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する書類 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ていますか。【減算項目】			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 提供拒否の禁止	指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	基準第4条第3項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	正当な理由なくサービスの提供を拒否していませんか。	基準第5条		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービスが提供が困難な場合、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第6条	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込受付簿 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	受給資格等の確認	基準第7条	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証（写し）又は記載内容の確認書類 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 要介護認定の申請に係る援助	要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、申請代行等の必要な協力をしていますか。	基準第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・申請代行に関する書類 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請書控 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が満了する30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。		<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定申請書控 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 身分を証する書類の携行	介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族の求めに応じて提示するよう指導していますか。	基準第9条	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・業務マニュアル 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 利用料等の受領	法定代理受領サービスに該当しない居宅介護支援を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	基準第10条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・領収書控 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用料のほか、運営規程に定められた交通費（利用者の居宅が通常の事業の実施地域以外の地域の場合）以外の支払いを利用者から受けていませんか。	基準第10条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・運営規程 ・領収書控 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の支払いを利用者から受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に説明し、同意を得ていますか。	基準第10条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文書 ・利用申込書 ・同意書 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
10	利用料等の受領	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法 第46条 第7項	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法 施行規則 第78条	・領収書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
11	保険給付の請求のための証明書の交付	指定居宅介護支援について利用料の支払いを受けた場合は、指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	基準第11条	・指定居宅介護支援提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
12	指定居宅介護支援の基本取扱方針	要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮していますか。	基準第12条 第1項	・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経過	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準第12条 第2項	・評価を実施した記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準第13条 第2号	・説明文書 ・業務マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	基準第13条 第3号	・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していませんか。	平11老企22第 2の3の(7) の③	・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていますか。	基準第13条 第4号	・居宅サービス計画書 ・課題分析の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	基準第13条 第5号		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居宅サービス計画の作成及び変更に当たっては、適切な方法により利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握していますか。	基準第13条 第6号	・課題分析の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。【減算項目】	基準第13条 第7号	・居宅介護支援経過 ・アセスメントの記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録を完結の日から2年間保存していますか。	平11老企22第 2の3の(7) の⑦	・アセスメントの記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		アセスメントの結果に基づき、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	基準第13条 第8号	・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。【減算項目】	基準第13条 第9号	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		＜サービス担当者会議を開催しなければならない場合＞ ①居宅サービス計画を新規に作成した場合 ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合					

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
13 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 ④居宅サービス計画の変更を行う場合（軽微な変更を除く。）					
	サービス担当者会議の開催に当たって、やむを得ない理由（※）がある場合には、サービス担当者に対する照会等により意見を求めていますか。 【減算項目】 ※やむを得ない理由 ○利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合 ○会議の日程調整を行ったが担当者の事由により参加が得られなかった場合、 ○居宅サービス計画の変更であって利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合	基準第13条第9号、第15号 平11老企22第2の3の(7)の⑨	・サービス担当者会議の要点 ・サービス担当者に対する照会内容	✓	□	□
	居宅サービス計画の原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。【減算項目】	基準第13条第10号	・居宅サービス計画	✓	□	□
	居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。【減算項目】	基準第13条第11号		✓	□	□
	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等個別サービス計画の提出を求めていますか。	基準第13条第12号	・個別サービス計画	✓	□	□
	居宅サービス計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第13条第13号		✓	□	□
	介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるとときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。	基準第13条第13の2号	・情報提供の記録	✓	□	□
	実施状況の把握（モニタリング）は、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われていますか。（特段の事情とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問し利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。）【減算項目】 ① 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していますか。 ② 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していますか。	基準第13条第14号	・モニタリングの記録 ・居宅介護支援経過	□	□	□
	居宅サービス計画の変更の場合には、第3号から第12号に規定する一連の業務を行っていますか。【減算項目】	基準第13条第16号		✓	□	□
	ただし、利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等で介護支援専門員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合は、この必要はない。	平11老企22第2の3の(7)の⑯				

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
13 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	介護支援専門員は、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、主治医に意見を求める等し、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	基準第13条第17号	・主治医との連絡記録 ・居宅介護支援経過	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。	基準第13条第18号	・介護保険施設等との連絡記録 ・居宅介護支援経過	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数(※)以上の生活援助が中心である指定訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。 ※平成30年10月1日より適用。 ※厚生労働大臣が定める回数 イ 要介護1 1月につき27回 ロ 要介護2 1月につき34回 ハ 要介護3 1月につき43回 ニ 要介護4 1月につき38回 ホ 要介護5 1月につき31回	基準第13条第18の2号	・居宅サービス計画 ・届出書			
	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。	基準第13条第19号、第19の2号	・居宅サービス計画書 ・主治医の意見書 ・主治医への照会記録 ・居宅介護支援経過 ・主治の医師に居宅サービス計画を交付した記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っていますか。また、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合、医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行っていますか。	基準第13条第20号	・居宅サービス計画書 ・主治医の意見書 ・居宅介護支援経過	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合、利用日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。(利用者の心身の状況、本人、家族等の意向に照らし、上記の日数を超えた利用が必要と認められる場合を除く。)	基準第13条第21号	・居宅サービス計画書 ・サービス利用票・別表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続した貸与の必要性について検証していますか。	基準第13条第22号	・居宅サービス計画書 ・サービス担当者会議の要点	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上記の検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。		・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	基準第13条第23号	・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。	基準第13条第24号	・居宅サービス計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
13 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	基準第13条 第25号		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定介護予防支援の業務の委託を受ける場合は、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮していますか。	基準第13条 第26号		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域ケア会議から、検討を行うための資料や情報の提供、意見の開陳等必要な協力の求めがあった場合に協力していますか。	基準第13条 第27号	・事務記録等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居室サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針が記載されていますか。	老企第36号 第2の2(6)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居室サービス計画に通院等乗降介助の訪問介護を位置づける場合には、①通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由、②利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨、③総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること、が明確に記載されていますか	老企第36号 第2の2(7)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14 法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市町又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置づけられたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	基準第14条 第1項	・給付管理票控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町又は国民健康保険団体連合会に提出していますか。	基準第14条 第2項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
15 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	次の場合、利用者に直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 ①利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合 ②要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合 ③利用者からの申出があった場合	基準第15条	・給付管理票控 ・居宅サービス計画書 ・サービス利用票・別表 ・実施状況に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。 ①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第16条	・市町に送付した通知に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17 管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。	基準第17条	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
18	運営規程	指定居宅介護支援事業所ごとに次に掲げる重要な事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥その他運営に関する重要な事項	基準第18条	・運営規程	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		上記のほか、以下の事項を運営規程に定めていますか。 ①利用者の虐待の防止のための措置に関する事項	条例第3条第2項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	勤務体制の確保	月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしていますか。	基準第19条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表（原則として月ごと）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助業務についてはこの限りではない。	基準第19条第2項	・勤務表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。	基準第19条第3項	・研修受講修了証明書 ・研修計画	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		特に、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6ヶ月～1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保していますか。	条例第2条第7項	・研修計画 ・研修報告書等研修資料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えていますか。	基準第20条		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースが確保されていますか。	平11老企22第2の3の(13)の②	・平面図 ・設備・備品台帳	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第21条	・健康管理に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。	基準第22条		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	秘密保持	従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第23条第1項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	基準第23条第2項	・就業時の取り決め等の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。	基準第23条第3項	・利用者及び家族の同意書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
24	広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなつていませんか。	基準第24条	・広告物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に關し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行つていませんか。	基準第25条第1項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業者及び管理者は、介護支援専門員に居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行つていませんか。	平成11老企22第2の3の(16)の①		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行つていませんか。	基準第25条第2項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていませんか。	平成11老企22第2の3の(16)の②		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事業者及び従事者は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	基準第25条第3項		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。 苦情件数：2月〇件程度 苦情相談窓口の設置： <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 相談窓口担当者： <i>城ア景、三尾美恵</i>	員	・運営規程 ・苦情に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示していますか。		・運営規程 ・運営に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情の内容等を記録・保存していますか。		・苦情に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。		・取組に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自ら提供した指定居宅介護支援に關し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。		・報告に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに關して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。		・苦情に関する記録 ・援助に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者からの苦情に關して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行っていますか。		・指導等に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		市町村又は国保連からの求めがあつた場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。		・報告に関する記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
					適	不適	該当なし
27	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。	基準第27条	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・事故発生報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		→過去一年間の事故事例の有無： 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		・損害賠償関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>		・事故再発防止検討記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第28条	・会計関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第29条第1項	・職員名簿・設備台帳 ・会計関係書類	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 ①サービス事業者との連絡調整の記録 ②個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 ・居宅サービス計画 ・アセスメントの結果の記録 ・サービス担当者会議の記録 ・モニタリングの記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		・居宅サービス計画書 ・居宅介護支援経過（アセスメント・モニタリング結果記録） ・サービス担当者会議の要点 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		また、上記のうち、以下の記録は5年間保存していますか。 ①サービス事業者との連絡調整の記録 ②居宅介護支援台帳 ③その他居宅介護支援の提供に関する記録	条例第3条第3項	・居宅サービス計画書 ・サービス提供記録等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V 変更の届出等							
30	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ていますか。	介護保険法第82条	・届出書類の控	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

自己点検シート_報酬版(R1.10版) (26 居宅介護支援)

事業所名	ケアサポート延寿荘		
点検者職・氏名	管理者 城戸 雅		
点検年月日	令和2年8月19日		

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックしてください。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。

- ・「平12厚告20号」…「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- ・「利用者等告示」…「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27告93)」
- ・「基準告示」…「厚生労働大臣が定める基準(平27告95)」
- ・「施設基準」…「厚生労働大臣が定める施設基準(平27告96)」
- ・「留意事項」…「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12老企第40号) (H30改正)」

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし

VI 介護給付費関係

1 基本的事項	指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定していますか。	平12厚告20の一	平12厚告20の 二 三 別表のイ 注1 ・サービス利用票・別表 ・給付管理票 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平12厚告20の二		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告20の三		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要介護である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業所について、次の区分に応じそれぞれの所定単位数を算定していますか。	平12厚告20の別表のイ 注1		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱件数（※）が40未満である場合又は40以上の場合において、40未満の部分について算定	(1) 要介護1又は要介護2 1,053単位 (2) 要介護3, 要介護4又は要介護5 1,368単位		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数（※）が40以上である場合において、40以上60未満の部分について算定	(1) 要介護1又は要介護2 527単位 (2) 要介護3, 要介護4又は要介護5 684単位		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数（※）が40以上である場合において、60以上の部分について算定	(1) 要介護1又は要介護2 316単位 (2) 要介護3, 要介護4又は要介護5 410単位		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※取扱件数			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定居宅介護支援事業所において、指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の常勤換算方法で算定した員数で除して得た数			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	基準告示（※）に該当する場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。	平12厚告20の別表のイ 注2		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 運営基準減算	運営基準減算が2月以上継続している場合に、所定単位数を算定していませんか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
※基準告示 八十二 ※基準に適合して いなかった場合に 減算	(1) 基準第4条第2号（複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求められることについての説明及び理解）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 基準第13条第7号（居宅訪問による面接）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 基準第13条第9号（サービス担当者会議の開催等）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 基準第13条第10号（居宅サービス計画原案の内容の説明と同意）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 基準第13条第11号（居宅サービス計画の利用者及び担当者への交付）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 基準第13条第14号（1月に1回の居宅訪問、1月に1回のモニタリング結果の記録）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 基準第13条第15号（サービス担当者会議の開催等…更新、区分変更）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 基準第13条第16号（居宅サービス計画の変更についての準用）			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	特別地域居宅 介護支援加算	平24厚告120号に定める地域に所在する指定居宅介護支 援事業所の介護支援専門員が、指定居宅介護支援を行 った場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位 数を加算していますか。	平12厚告20の 別表のイ 注3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	中山間地域等 における小規 模事業所加算	平21厚告83号の一に定める地域に所在し、かつ、施設 基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専 門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数 の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 ※1月当たり実利用者数が20人以下の指定居宅介護支 援事業所であること。	平12厚告20の 別表のイ 注4 施設基準 四十六		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	平21厚告83号の二に定める地域に居住している利用者 に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行 った場合は所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算 していますか。	平12厚告20の 別表のイ 注5		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	特定事業所集 中減算	基準告示(※)に該当する場合には、1月につき200単位 を所定単位数から減算していますか。	平12厚告20の 別表のイ 注6		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※基準告示 八十三	正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において、前6月間に作成した居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。					
7	サービス種類 相互間の算定 関係	利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用 特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又 は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算 定する場合を除く。), 認知症対応型共同生活介護 (短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場 合を除く。), 地域密着型特定施設入居者生活介護(短 期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定す る場合を除く。)若しくは複合型サービスを受けている 場合は、算定していませんか。	平12厚告20の 別表のイ 注7		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、 指定居宅介護支援を行った場合その他利用者等告示 (※)に適合する場合、1月につき300単位を加算してい ますか。 ただし、運営基準減算に該当する場合は、加算を算定 できない。	平12厚告20の 別表のロ		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※利用者等告示 五十六 ※いずれかに該当 している場合	イ 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、居宅介護支援を行った場合 ロ 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果										
				適	不適	該当なし								
9 特定事業所加算	<p>基準告示に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき次の単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、特定事業所加算(Ⅰ)から特定事業所加算(Ⅲ)までのいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業所加算(Ⅰ)から特定事業所加算(Ⅲ)までのその他の加算は算定しない。</p> <table> <tr><td>(1) 特定事業所加算(Ⅰ)</td><td>500単位</td></tr> <tr><td>(2) 特定事業所加算(Ⅱ)</td><td>400単位</td></tr> <tr><td>(3) 特定事業所加算(Ⅲ)</td><td>300単位</td></tr> <tr><td>(4) 特定事業所加算(Ⅳ)</td><td>125単位</td></tr> </table>	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	500単位	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	400単位	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	300単位	(4) 特定事業所加算(Ⅳ)	125単位	平12厚告20の別表のハ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	500単位													
(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	400単位													
(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	300単位													
(4) 特定事業所加算(Ⅳ)	125単位													
特定事業所加算 (Ⅰ) (①～⑫)	① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	② 主任介護支援専門員とは別に、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。													
	※1 少なくとも次のような議題を含めること。 (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (7) その他必要な事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	※2 議事については記録を作成し、2年間保存すること。													
	※3 定期的とは、概ね週1回以上をいう。													
	④ 24時間連絡体制(※)を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	※常時、担当者が携帯電話等により連絡をとることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとること。事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能。													
	⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	⑥ 事業所の介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施(※)していること。													
特定事業所加算 (Ⅱ) (②, ③, ④, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫)	※当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定める。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	※介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。													
	※管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならない。													
特定事業所加算 (Ⅲ) (③, ④, ⑥, ⑦, ⑧, ⑨, ⑩, ⑪, ⑫)	⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	※自ら積極的に支援困難事例を受け入れるものでなければならず、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならない。													
	⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	⑩ 事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(※)であること。													
	※介護予防支援の委託件数に1/2を乗じた数を含めること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	※事業所単位で平均して40名未満でよいが、不当に特定の者に偏るなど適切なケアマネジメントに支障がないよう配慮すること。													
	⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	⑫ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
特定事業所加算(Ⅱ)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	✓
特定事業所加算(Ⅲ)	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	✓
	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	✗
特定事業所加算(IV)	(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数(第八十五号のニイからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。)の合計が35回以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	✓
	(2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	✓
	(3) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	✓
	<算定上の留意事項> ※ 毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存していること。					
10 入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報（当該利用者の入院日、心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況）を提供した場合は、基準告示(※)に掲げる区分に従い、 <u>利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。</u> ただし、次に掲げるいずれかの加算のみ算定する。 ※情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について居宅サービス計画等に記録すること。 (1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位 (2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位	平12厚告20の別表の二	※入院時は、積極的に必要な情報を提供を行っているが、加算を算定しない。	<input type="checkbox"/>	✓	<input type="checkbox"/>
入院時情報連携加算(Ⅰ) ※基準告示八十五	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。			<input type="checkbox"/>	✓	<input type="checkbox"/>
入院時情報連携加算(Ⅱ) ※基準告示八十五	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。			<input type="checkbox"/>	✓	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
11 退院・退所加算	<p>病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合(同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、基準告示(※)に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。</p> <p>イ 退院・退所加算(Ⅰ)イ 450単位 ロ 退院・退所加算(Ⅰ)ロ 600単位 ハ 退院・退所加算(Ⅱ)イ 600単位 ニ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ 750単位 ホ 退院・退所加算(Ⅲ) 900単位</p> <p>※ 同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1回として算定する。 ※ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合には算定することとする。 ※ カンファレンスに参加した場合は、別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し「利用者又は家族に提供した文書の写し」を添付する</p>	平12厚告20の別表のホ	※退院(退所)前や退院(退所)時に必要な情報の提供と受けて、居宅サービス計画を作成しサービス調整を行っているが、算定していない	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退院・退所加算(Ⅰ)イ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退院・退所加算(Ⅰ)ロ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退院・退所加算(Ⅱ)イ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退院・退所加算(Ⅱ)ロ ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けしており、うち1回以上はカンファレンスによること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退院・退所加算(Ⅲ) ※基準告示	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けおり、うち1回以上はカンファレンスによること。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	<p>利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際、利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合、300単位を加算していますか。</p> <p>ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合には算定できない。</p>	平12厚告21の別表へ注		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	該当なし
13 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が指定看護小規模型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該看護小規模型居宅介護を提供する指定看護小規模型居宅介護事業所に提供し、当該指定看護小規模型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、300単位を加算していますか。 ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定看護小規模型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定できない。	平12厚告20の別表ト注		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
14 緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者一人につき1月に2回を限度として200単位を加算していますか。	平12厚告20の別表チ注		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
15 ターミナルケアマネジメント加算	・ターミナルケアマネジメント加算 400単位 在宅で死亡した利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)に対して、基準告示(※)に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。	平12厚告20の別表リ注		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※基準告示八十五の三	ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していますか。			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>